

事務連絡  
平成 25 年 3 月 21 日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 麻しんに関するガイドラインについて

日頃より感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

麻しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 11 条第 1 項及び予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 442 号。以下「指針」という。）を策定し、対策を進めているところです。

今般、指針が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から適用されますが、この度、国立感染症研究所感染症情報センターから、「医師による麻しん届出ガイドライン 第四版」、「麻しん発生時対応ガイドライン 第一版」、「都道府県における麻しん対策会議等に関するガイドライン 第二版」、「医療機関での麻疹対応ガイドライン 第四版」が作成され、下記ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

麻しん対策の実施に当たっては、これらのガイドライン等をご活用いただくとともに、貴管内医療機関に対しても、周知方よろしく願いいたします。

国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ

「麻しん対策・ガイドラインなど」(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/guidelines.html>)

① 医師による麻しん届出ガイドライン 第四版

※特に、「最新の知見に基づく麻疹の検査診断の考え方」（本ガイドライン P 11）について周知方お願いします。

② 麻しん発生時対応ガイドライン 第一版

③ 都道府県における麻しん対策会議等に関するガイドライン 第二版

④ 医療機関での麻疹対応ガイドライン 第四版